

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

伊勢広域環境組合
地球温暖化対策実行計画

(平成29年度～平成33年度)

平成28年11月

伊勢広域環境組合

目 次

第1章 基本的事項

1 計画の目的	1
2 基準年度・計画期間・目標年度	1
3 対象範囲	1
4 対象とする温室効果ガス	1

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 基準年度の二酸化炭素排出量	2
2 要因別の排出状況	2
3 削減の目標	2

第3章 具体的な取組

1 施設設備の改善等	3
2 電気使用量の削減	3
3 物品購入等	4
4 その他の取組	4

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1 推進体制	6
2 点検体制	6
3 進捗状況の公表	6

第1章 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。伊勢広域環境組合の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2 基準年度・計画期間・目標年度

本計画の基準年度を平成27年度とし、計画期間を平成29年度から平成33年度の5年間とする。

目標年度については、平成33年度とする。

なお、実行計画の達成状況や技術の進歩、社会的情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 対象範囲

実行計画は、伊勢広域環境組合が行う全ての事務・事業とし、全ての組織及び施設を対象とする。

なお、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組みを実践するように要請する。

対象施設一覧

施 設 名	備 考
伊勢広域環境組合 斎場	火葬施設
伊勢広域環境組合 可燃ごみ処理施設	可燃ごみ処理施設
伊勢広域環境組合 粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設
伊勢広域環境組合 リサイクルプラザ	ごみ資源化施設
伊勢広域環境組合 クリーンセンター	し尿処理施設

4 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

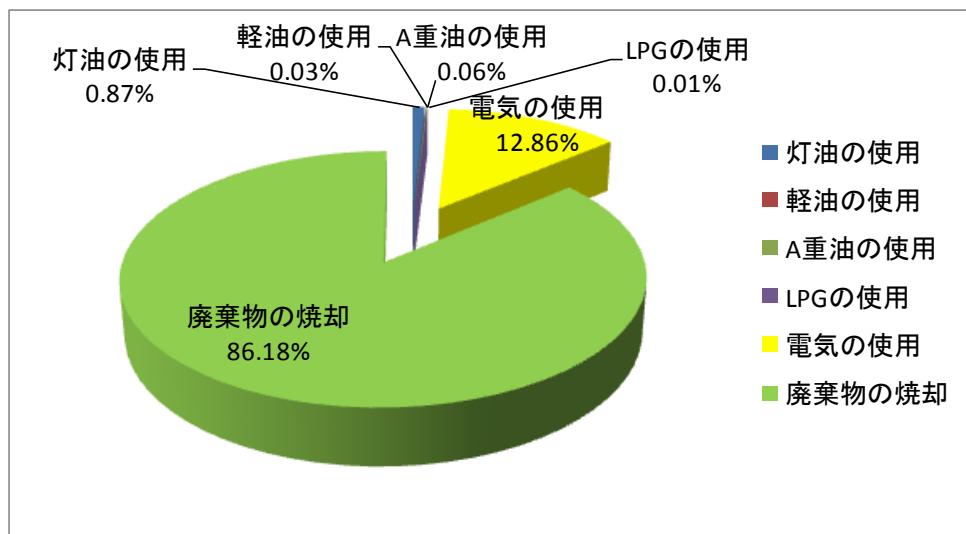
1 基準年度の二酸化炭素排出量

伊勢広域環境組合の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、下表のとおりである。

区分	排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	30,495 t-CO ₂

2 要因別の排出状況

基準年度である平成27年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、廃棄物の焼却が86%、次いで他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が13%で全体の99%を占めている。



3 削減の目標

平成27年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成33年度の二酸化炭素排出量を、6%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成27年度	削減目標	目標年度排出量 平成33年度
二酸化炭素 (CO ₂)	30,495 t-CO ₂	6%	28,665 t-CO ₂

第3章 具体的な取組

1 施設設備の改善等

(1) 火葬施設

- ・火葬炉の適切な燃焼管理により、灯油の削減に努める。

(2) 可燃ごみ処理施設

- ・ポンプ・モーターのインバーター化を進め、電力を削減する。
- ・電力デマンド値を適切に制御することにより電力の削減に努める。

(3) し尿処理施設

- ・ポンプ・モーターのインバーター化を進め、電力を削減する。
- ・電力デマンド値を適切に制御することにより電力の削減に努める。

(4) 各施設共通の取組

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（二重ガラス等）を導入する。
- ・高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。
- ・施設の緑化を推進する。

2 電気使用量の削減

(1) 事務所

- ・OA機器…新たにOA機器を更新する場合は省電力タイプのものを選択する。

　昼休憩時、出張時等1時間以上使用しない機器は電源を切る。

　液晶画面のパソコンについては、使用途中で離席する時、サスPEND（一時停止）又はパソコンの蓋閉じを実施する。

- ・照明器具…昼休憩時は各課長（又は代理者）が天候及び業務中等、必要と認める場合以外は消灯する。（トイレ等の常時点灯照明は除く。）

　時間外の照明時間を短縮するため、効率的な業務遂行に努める。

- ・エアコン…室内温度は夏期は28℃以上、冬期は20℃以下とし、業務終了後は直ちに電源を切る。

　夏期とは6月15日から9月末日、冬期とは12月1日から3月末日までをいう。ただし、6月1日から15日まで、及び11月15日から30日までについては、外気温が30℃を越える場合、10℃に満たない場合で、各課長が職員の健康上、又は業務上支障が生じると判断したときは、エアコ

ンを稼働することができる。

(2) トイレ・ロビー

常時点灯照明以外は、使用時以外完全消灯とし、使用者は使用後、必ずスイッチオフを確認する。

職員以外の使用者への周知のため、各施設毎に張り紙等の表示により、節電を呼びかける。

(3) 会議室・休憩室

使用時以外は完全消灯、エアコンオフとし、使用者は使用後、必ずスイッチオフを確認する。

職員以外の使用者への周知のため、各施設毎に張り紙等の表示により節電を呼びかける。

(4) プラザ棟学習室等

使用時以外は完全消灯、エアコンオフとし、使用者は使用後、必ずスイッチオフを確認する。

(5) 各施設での取組

- ・不必要的照明の消灯や処理に不必要的設備・機器の休止に努める。
- ・設備の更新や導入を図る場合には、省電力設計の設備・機器の導入に努める。

3 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリンマーク等）対象製品を購入する。

4 その他の取組

(1) 燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

(2) ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

(3) 用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

(4) 水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

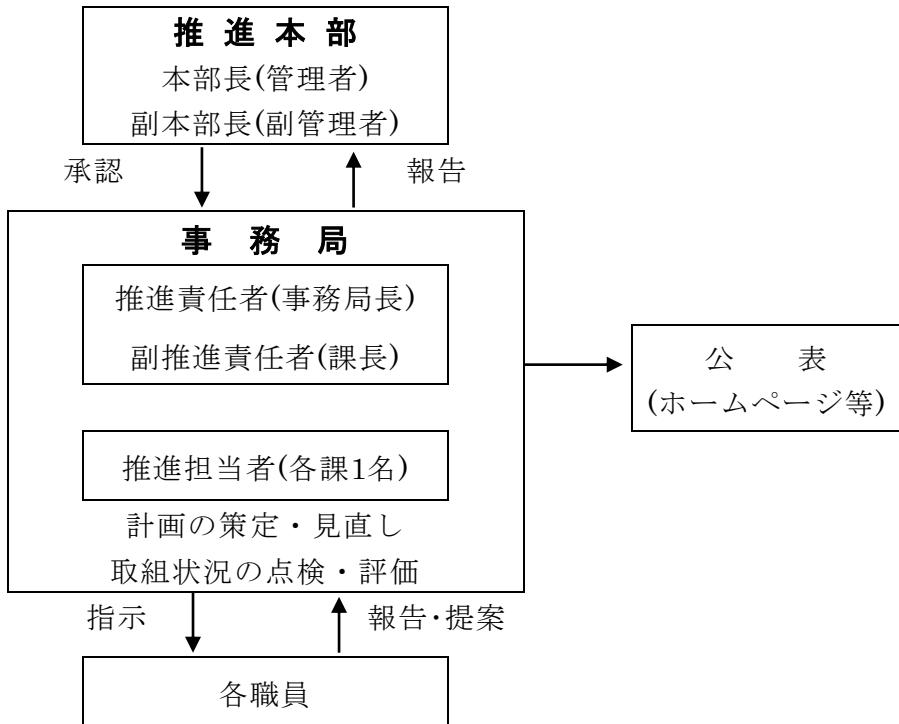
(5) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。



(1) 推進本部

管理者を本部長、副管理者を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課に1名の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」を通じ、定期的に進捗状況を把握し、「推進責任者」が点検評価を行い、「推進本部」に報告する。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、ホームページ等により公表する。

以上